協議第１２号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

１　新市における憲章及び宣言は、岡山市のものを用いるものとする。
　ただし、建部町及び瀬戸町の町民憲章及び宣言については、各々の地区において継承していくものとする。

２　新市における「市章」、「市花」、「市木」、「市花木」については、岡山市のものを用いるものとする。ただし、建部町及び瀬戸町の花、木、鳥については、各々の地区において継承していくものとする。

平成１８年１月２６日提出

岡　山　県　南　政　令　市　構　想
（岡山市・建部町・瀬戸町）合併協議会
会　長　　岡　﨑　　彬

１市２町の状況

区　分	岡　　山　　市	建　　部　　町	瀬　　戸　　町
市町民憲章	（趣旨） 岡山市は美しい自然と豊かな風土に恵まれ、すぐれた教育文化の伝統を持っております。私たち市民は、この岡山を愛し市民であることを誇りにしていますが、さらに、みんなの努力と協力によって、より美しく住みよい近代的民主社会を築いていくことを念願し、ここに岡山市民として実践していかなければならない日常生活の規範を定めます。 ・みんなに親切をつくし、あたたかい楽しいまちをつくりましょう。 ・秩序と規則を守り、明るい安全なまちをつくりましょう。 ・花や木をたいせつに育て、美しい緑のまちをつくりましょう。 ・紙くずやごみの始末をよくし、気持ちのよい清潔なまちをつくりましょう。 ・文化財をたいせつに守り、伝統あるゆかしいまちをつくりましょう。 （昭和３７年１０月１０日制定）	（趣旨） 私たちは、美しく豊かな自然と先人のたゆまぬ努力によって築かれた建部町の町民です。 町民憲章を日々のくらしに生かし、健康で人間性あふれる豊かな町をつくりましょう。 １．美しい川と緑の 恵まれた自然を守りましょう。 １．健康で仕事に励み 明るい家庭をつくりましょう。 １．年寄りを大切に 暖かい心でまじわりましょう。 １．たくましい母と子と 若い力を育てましょう。 １．郷土を愛し豊かで 住みよい町をきずきましょう。 （昭和５２年１１月１３日制定）	（趣旨） わたくしたちは、瀬戸町民であることを自覚し、町民憲章を日々のくらしに生かし、住みよいまちをつくりましょう。 １．郷土を愛し　美しいまちを　つくりましょう １．健康をはかり　勤勉なまちを　つくりましょう １．きまりを守り　平和なまちを　つくりましょう １．心を合わせ　楽しいまちを　つくりましょう （昭和５０年２月制定）

区　分	岡　　山　　市	建　　部　　町	瀬　　戸　　町
花 木 花　木 鳥	・市　花：キ　ク （昭和４１年１０月２７日決定） ・市　木：クロガネモチ （昭和４１年１０月２７日決定） ・市花木：サルスベリ （昭和４１年１０月２７日決定）	・町　花：きんもくせい （昭和５２年１１月１３日指定） ・町　木：ひのき （昭和５２年１１月１３日指定） ・町　鳥：メジロ （平成　３年　１月２８日指定）	・町　花：さつき （昭和５０年２月制定） ・町　木：まつ （昭和５０年２月制定）
宣　言	・世界連邦平和都市宣言 （昭和３２年２月２６日） ・安全都市宣言 （昭和３７年１月２９日） ・労働環境整備都市宣言 （昭和３９年７月　８日） ・福祉都市宣言 （昭和４５年１月１６日） ・青少年健全育成都市宣言 （昭和５２年３月１５日） ・平和都市宣言 （昭和６０年６月２５日）	・「小さな親切」町宣言 （昭和５６年１２月２４日） ・観光建部町宣言 （昭和６１年　３月２４日） ・美しい環境たけべ町宣言 （平成　５年　９月２１日） ・「岡山弁の町・建部」宣言 （平成１３年　１月　１日）	・世界連邦平和都市宣言 （昭和３３年２月） ・平和宣言 （昭和６３年３月１２日） ・環境美化推進の町宣言 （平成１２年３月１６日）

区　分	岡　　山　　市	建　　部　　町	瀬　　戸　　町
市 町 章	一般公募１７０点から選定されたデザインで、中央に岡山の「岡」を図案化し、周囲に岡山を象徴する山（石山、天神山など）を配置している。また、多方面への限りない発展と意欲をあらわし、白で入っている十文字は潔癖と無限の広がりを示している。 （明治３３年２月２０日議決） 	一般公募３４５点から優秀作品１０点を広報紙に掲載し、町民が投票して決定したもので、「タケベ」をうまく図案化し、町の和と将来の飛躍と発展を象徴したもの。 （昭和４３年８月３１日決定） 	一般公募１２８点から選定されたデザインで、セトを図案化し、若々しく、力強く調和がとれて発展する瀬戸町の姿をあらわしたもの。 （昭和４３年１月１日決定）

先行事例

さいたま市（浦和市・大宮市・与野市合併）

（１）市章、市の木、市の花等の象徴的事項については、新市において検討する。

（２）市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。

静岡市（静岡市・清水市合併）

慣行は、原則として新市において検討するものとする。

ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものについては、新市において継続するものとする。

堺市（堺市・美原町合併）

（１）市章については、堺市の市章に統一する。

（２）都市宣言等については、堺市の都市宣言等に統一する。

なお、美原町の「ゆとり宣言」については、新市で検討する。

（３）市（町）の歌については、堺市の歌に統一する。

（４）市（町）民憲章については、堺市の市民憲章に統一する。

また、美原町の町民憲章については、美原町域の憲章として伝承していく。

（５）市（町）の木、花木、花、鳥については、堺市に統一する。

また、美原町の木、花については、美原町域の木、花として伝承していく。

倉敷市（倉敷市・船穂町・真備町合併）

（１）新市における憲章及び宣言は、倉敷市のものを用いるものとする。

ただし、船穂町及び真備町の町民憲章及び宣言については、各々の地区において継承していくものとする。

（２）新市における「市章」、「市歌」、「市木」、「市花」、「市の鳥」については、倉敷市のものを用いるものとする。ただし、船穂町及び真備町の歌、木、花については、各々の地区において継承していくものとする。

福山市（福山市・内海町・新市町合併）

福山市章、福山市民憲章及び福山市の「市の花」「市の木」を適用するものとする。

ただし、内海町の木である「ウバメガシ」については、推奨の木とするものとする。

岡山市（岡山市・御津町・灘崎町合併）

1　市民憲章及び宣言は、新市においてあらためて検討するものとする。

2　新市における「市章」、「市花」、「市木」、「市花木」については、岡山市のものを用いるものとする。ただし、御津町及び灘崎町の花、木については、各々の地区において継承していくものとする。